相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡松島町幡谷字矢筈森四三番地九、最後の住所宮城県宮城郡松島町幡谷字矢筈森四三番地の九

被相続人　亡　岡部　松吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二―三〇九　相続財産管理人　高橋　誠也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県ひたちなか市大字堀口六〇〇番地四、最後の住所茨城県ひたちなか市大字津田二四〇六番地二　被相続人　亡　有賀　一惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

事務所茨城県水戸市南町一丁目三番二七号　みとみらい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜上水四丁目四二九番地、最後の住所埼玉県飯能市大字前ヶ貫二六五番地八四　被相続人　亡　池林　國男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市入間川二丁目二三番、最後の住所埼玉県狭山市入間川二丁目二三番八号

被相続人　亡　小川　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

三重県伊勢市宮町一丁目九番二〇号杉ビル二階　相続財産管理人　濱田　秀也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市玉川町鈍川戊六五五番地、最後の住所大阪府東大阪市大蓮北二丁目八番六号　被相続人　亡　藤本　ツマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル三階

相続財産管理人　弁護士　宇田　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍堺市堺区東湊町二丁一五〇番地五、最後の住所堺市堺区東湊町二丁一五〇番地五　三一〇　被相続人　亡　中　淳次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋北一丁目二七番地、最後の住所大阪府豊中市二葉町一丁目七番三号　被相続人　亡　富家　成子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

大阪市北区西天満三丁目一四番六号センチュリー西天満ビル四階

相続財産管理人　弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市狭間が丘三丁目三三番地八、最後の住所兵庫県篠山市今田町上立杭一番地一五五　被相続人　亡　日髙　丈夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

兵庫県篠山市北新町三九番地の四　弁護士法人イースト

相続財産管理人　弁護士　東　泰弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字東岐波三五五三番地、最後の住所山口県宇部市中央町三丁目六番二号　被相続人　亡　瀬戸　國子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十二日

山口県宇部市常盤町一丁目六番三六号

相続財産管理人　弁護士　齋藤　隆弘

第94期決算公告

平成24年12月12日　北海道小樽市稲穂２丁目１番１号

株式会社新宮商行

代表取締役　坂口栄治郎

貸借対照表の要旨（平成24年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,817	流動負債	5,159
固定資産	7,659	固定負債	4,845
		株主資本	1,473
		資本金	250
		資本剰余金	59
		利益剰余金	59
		利益準備金	1,163
		その他利益剰余金	62
		（うち当期純利益）	1,101
		評価・換算差額等	(23)
		その他有価証券評価差額金	△1
			△1
資産合計	11,477	負債・純資産合計	11,477